



幌延町税等収納対策推進本部より

町税、公営住宅料、保育料、水道料、下水道料、介護保険料の **納め忘れはありませんか？**

●平成15年度決算月です、納め忘れの方は是非担当係へご相談下さい。

申告書は自分で書いてお早め！

平成15年分の所得税の確定申告の受付は3月15日(月)までです。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、確定申告書等はご自分で作成して税務署の窓口か送付で早めに提出してください。

申告書にご記入いただいた文字や数字は、コンピュータが直接読み取りますので、「確定申告の手引き」を参考に丁寧に記入いただくようお願いいたします。

なお、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告の受付は3月31日(水)までとなっております。

所得税の納期限は3月15日(月)、個人事業者の消費税及び地方消費税の納期限は3月31日(水)となっておりますので、納期限までに納付を済ませてください。

詳しくは、**稚内税務署**

☎0162-331-1155

お問い合わせ下さい。

税務職員等の名をかたる

不審電話等にご注意ください。

税務署及び道税職員（以下「税務職員等」）の名をかたり、税金を還付するためと称して、ご家族の方の「現住所、電話番号（携帯電話番号）、勤務先、還付金振込み口座等」を電話で照会したり、滞納処分に関するという不審事例が道内の各市町村で発生しております。

納税者の皆様在不測の事態に遭わないよう、次の点にご注意願います。

●税務職員等が納税者の皆様に電話を行う場合は、署（支庁）名、部門（課）名、氏名を名乗ってから、用件を伝えることとしております。

電話があったときは、まず相手の所属、氏名等を必ず確認していただくとともに、身に覚えのない照会など、ご不審な点がある場合には、即答せず最寄りの税務署、支庁にお問い合わせください。

●税務職員等が納税者宅に伺う際には、身分証明書（顔写真付）と質問検査章又は徴収職員証票を必ず携帯しています。

身分証明書等で所属、氏名を確認してください。